

## 【ウクライナ】原発事故による汚染地域の土地利用に関する法律

海外立法情報課 小泉 悠

\* ウクライナでチェルノブイリ原子力発電所事故後の被災地における土地利用に関する法改正が行われた。同改正により、被災地における土地利用の許認可権が中央政府に一本化されるとともに、自然保護に関する制度が強化された。

### 1 法律の背景

2016年7月14日、ウクライナのポロシェンコ大統領は、ウクライナ共和国法第1472-VIII号「チェルノブイリ災害によって放射能汚染された地域の法的枠組みに関する個別の諸問題を規定する一連のウクライナの法令の改正について」(以下「チェルノブイリ土地利用法」という。)(注1)を承認した。チェルノブイリ土地利用法は8月3日に公布され、翌8月4日に施行された。チェルノブイリ土地利用法の主要目的は、1986年に爆発事故が発生したチェルノブイリ原子力発電所周辺での復旧活動に関する法整備である。事故発生当初、当時のソ連政府は爆発事故を起こした4号機の建屋をコンクリートパネルのシェルター(「石棺」と通称される)で覆い、放射性物質の拡散を抑制しようとした。しかし、石棺は事故後に応急的に建造されたものであるために隙間が多く、また、近年では老朽化によって倒壊の危険性も指摘されている。

ソ連崩壊後、ウクライナ政府は国際的な枠組みによって新たなシェルターを建設することを計画し、1997年には欧州復興開発銀行(EBRD)の出資を得てチェルノブイリ・シェルター基金(CSF)が設置された。新シェルターは「新安全封じ込め措置(NSF)」と呼ばれる金属製構造物であり、石棺全体を覆うことで新たな放射性物質の拡散を防止するとともに、内部で石棺の解体及び廃炉作業を行うことを目的としている。NSFには21億5000万ユーロ(約2431億6500万円)(注2)という巨額の費用が必要とされることから、建造が遅れていたが、2010年から作業が本格化し、2017年末には完成する見込みである。

### 2 法律の概要

#### (1) 土地及び水利用に関する規定

今回のチェルノブイリ土地利用法は、NSFの完成によって内部の石棺解体や長期的な廃炉作業が開始されることを念頭に置いたものであり、事故現場付近における建設活動や輸送活動に関する許認可をウクライナ政府が一括して行える体制の整備を目的としている。

第1に、ウクライナ共和国法第2768-III号「土地利用法典」(注3)が改正された。従来、国有地及び共有地の利用について定めた同法典第123条では、各地域の地方行政機関(州、キエフ市、セヴァストポリ市及びクリミア共和国)が土地の使用目的や境界変更などに関して大きな権限を有していた。今回、チェルノブイリ土地利用法によって同条に第8項が新設され、チェルノブイリ原発事故によって避難地域又は強制(義務)移住地域となった領域(以下「被災地域」という。)内の国有地及び共有地を利用する場合には、被災地域

を管轄する中央行政機関（以下「中央行政機関」という。）が内閣に土地利用計画案を提出し、承認を受ければよいとされた。また、土地利用計画について定めた第 186 条第 1 項にも新たな条文が追加され、被災地域における土地利用の計画は、地方行政機関ではなく中央行政機関が承認するとしたほか、被災地域内での自然保護に関連する活動（後述）のための土地利用計画についても、中央行政機関の同意によって可能となった。

第 2 に、ウクライナ共和国法第 213/95VR 号「水利法典」（注 4）も改正された。水利用に関する政府の許認可権限について定める第 16 条に第 9-2 項（注 5）が新設され、被災地域内において特定の目的で水域を利用することを中央行政機関が許可できると規定された。重要水域の使用許可について定める第 49 条においても、被災地域における水域の利用は地方行政機関ではなく中央行政機関が許可すると明記された。また、中央行政機関に対しては、地方行政機関が水域使用許可を行う際の通常の手順は適用されない。

第 3 に、ウクライナ共和国法第 791a-XII 号「チェルノブイリ災害で放射能汚染された地域の法的枠組みについて」（以下「被災地法的枠組み法」という。）（注 6）が改正された。改正後の同法第 12-1 条に基づき、中央行政機関の発注によって被災地域内で建設作業及びその準備作業の実施を申請する際は、当該敷地の所有権及び利用権を証明する書類が不要となった。

## (2) 環境保護に関する規定

チェルノブイリ土地利用法により、人及び環境に対する電離放射線の影響を調査し、その影響を最小限度に局限するための基礎及び応用科学研究を実施することができると規定した第 11 条が被災地法的枠組み法に新設された。また、被災地域内においては、自然環境、生物多様性及び動植物の遺伝子の保存等を目的として、自然保護区を設置することが認められた。当該保護区内では、環境保護及び被災地を管轄する中央行政機関の定める手続に従って特別自然保護措置が実施される。

ウクライナ共和国法第 2456-XII 「ウクライナの自然保護区について」（注 7）には第 17 条が新設され、UNESCO（国連教育科学文化機関）の「人間と生物圏（MAB）」プロジェクトの一環として、生物圏保護区概念が導入された。同条の規定によると、生物圏保護区とは全国的な重要性を有する自然保護及び科学研究制度であり、生物圏の典型的な状態を天然の環境下で保存することあるいは人為的な要因の影響下における環境及びその変化を観察及び調査することを目的とする。

注（インターネット情報は 2016 年 10 月 17 日現在である。）

- (1) Закон N 1472-VIII. Про внесення змін до деяких законодавчих актів України щодо врегулювання окремих питань правового режиму території, що зазнала радіоактивного забруднення внаслідок Чорнобильської катастрофи. <<http://consultant.parus.ua/?doc=0A7P953228>>
- (2) 1 ユーロは約 113.1 円（平成 28 年 10 月分報告省令レート）。
- (3) Закон N 2768-III. Земельний кодекс України. <<http://consultant.parus.ua/?doc=0A7SHAEDD9&abz=IJST2>>
- (4) Закон N 213/95-BP. Водний кодекс України. <<http://consultant.parus.ua/?doc=0A7PG46762&abz=IJOT8>>
- (5) 第 9-2 項とは、第 9 項を補足する 2 つ目の補足条項であることを示す。第 12-1 条も同様である。
- (6) Закон 791a-XII. Про правовий режим території, що зазнала радіоактивного забруднення внаслідок Чорнобильської катастрофи. <<http://consultant.parus.ua/?doc=0A7OIF2927&abz=8Y74W>>
- (7) Закон N 2456-XII. О природно-заповідном фонде України. <<http://consultant.parus.ua/?doc=0A7PB4384B&abz=25VZW>>